

○ オンライン資格確認における国民健康保険の加入者情報登録に係る留意事項について（令和４年８月８日厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）

新 旧 対 照 表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
市町村は、国民健康保険料（税）の滞納を行っている世帯主（以下「滞納者」という。）に対し特別療養費の支給対象とする判断をする場合、当該滞納者が引き続き国民健康保険の有効な加入期間がある場合には、滞納者に対し<u>特別療養費の支給対象とする旨の事前通知を送付</u>した上で、被保険者の加入者情報を必ず中間サーバーに登録すること。 具体的には、中間サーバーに<u>特別療養費支給対象者の区分</u>が登録された被保険者は、保険医療機関等において療養の給付等を受けることができない（世帯主の申請により事後的に特別療養費として給付を受けることは可能）ため、市町村は、世帯主が保険料（税）の滞納につき災害や事業の休廃止、病気等の保険料（税）を納付することができない等の特別の事情がないにもかかわらず一定期間保険料（税）を納付しておらず、<u>特別療養費の支給対象とする判断をする場合には、特別療養費の支給対象とする旨の事前通知を行った上で、加入者情報の特別療養費支給対象者の区分</u>を中間サーバーに登録すること。	市町村は、国民健康保険料（税）の滞納を行っている世帯主（以下「滞納者」という。）に対し被保険者証を交付しない判断をする場合、当該滞納者が引き続き国民健康保険の有効な加入期間がある場合には、滞納者に対し<u>被保険者資格証明書を交付</u>した上で、被保険者の加入者情報を必ず中間サーバーに登録すること。 具体的には、中間サーバーに<u>被保険者資格証明書</u>の区分が登録された被保険者は、保険医療機関等において療養の給付等を受けることができない（世帯主の申請により事後的に特別療養費として給付を受けることは可能）ため、市町村は、世帯主が保険料（税）の滞納につき災害や事業の休廃止、病気等の保険料（税）を納付することができない等の特別の事情がないにもかかわらず一定期間保険料（税）を納付しておらず、<u>被保険者証を交付しない判断をする場合には、被保険者資格証明書の交付を行った上で、加入者情報の被保険者資格証明書</u>の区分を中間サーバーに登録すること。